

議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

1 地方公務員法の一部改正について

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する日本において、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられました。

地方公務員についても、国家公務員の定年引上げに合わせて、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されます。

(1) 地方公務員法の改正点及び定年引上げ制度の主な内容

ア 定年の引上げ

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、国家公務員の定年の段階的な引上げは、次の表のとおりです。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

職員の新陳代謝を計画的に行うことにより組織の活力を維持し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的として、管理監督職を占めている職員について、管理監督職勤務上限年齢である60歳に到達後、原則として管理監督職以外の職等へ降任させるものです（いわゆる「役職定年制」）。

ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

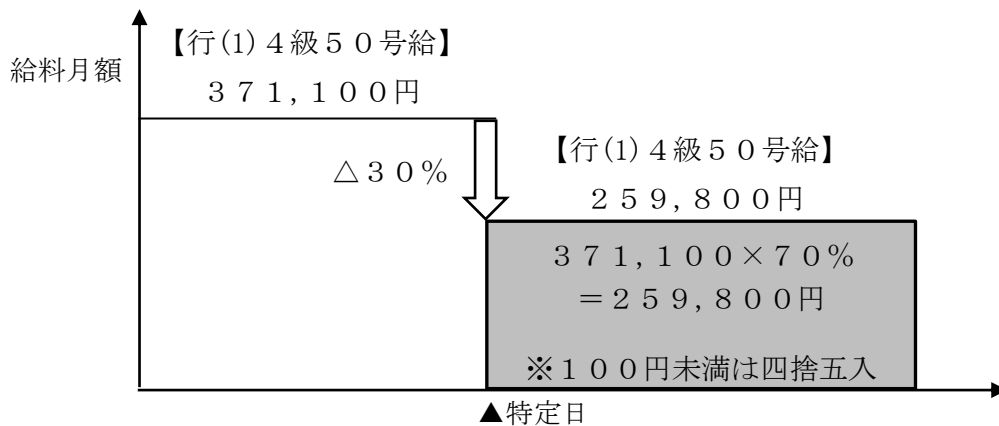
定年の引上げ後においては、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられるため、職員の希望に基づき、60歳に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により短時間勤務の職に採用できることとなります。

エ 60歳を超える職員の給料

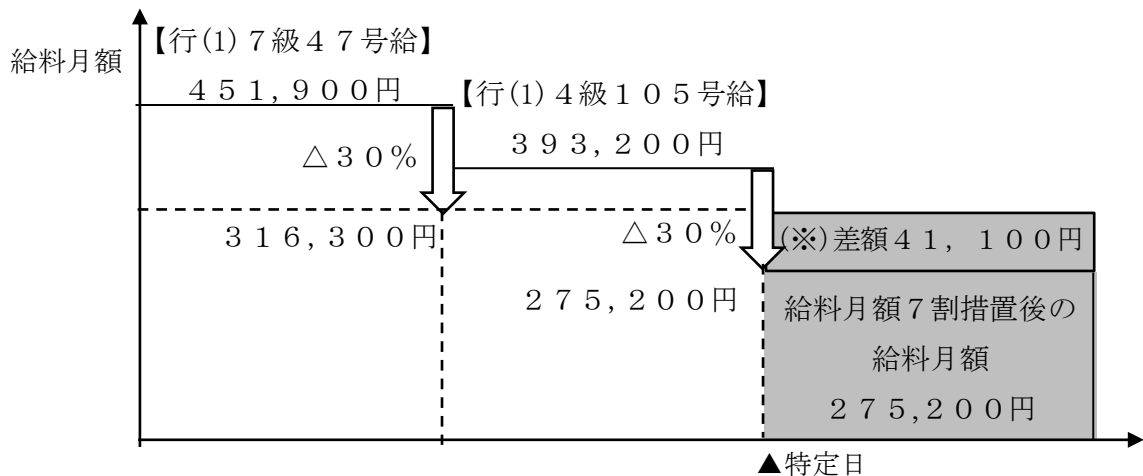
当分の間、職員の給料月額、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とされます。（以下「給料月額7割措置」という。）。

また、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員については、当分の間、特定日以後、給料月額7割措置を適用した上で、降任等される前の給料月額の7割と降任等された後の給料月額の7割との差額に相当する額（※）を支給することとされます。

【給料月額7割措置のイメージ】



【管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員の給料イメージ】



オ 退職手当

職員が60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、定年退職と同様に算定することとされます。

また、定年の引上げに伴う給料月額の改定は、減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）の適用対象とされます。

## 2 本市の定年引上げ制度について

### (1) 管理監督職勤務上限年齢制

#### ア 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲

藤沢市一般職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する職（いわゆる管理職）とし、これまでも定年年齢が65歳であった医師及び歯科医師は除きます。

#### イ 管理監督職勤務上限年齢

条例で定めるものとされている管理監督職勤務上限年齢は、60歳とします。

#### ウ 管理監督職以外の職等へ降任

医師、歯科医師を除く管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任させることとします。

### (2) 定年前再任用短時間勤務制について

現行の再任用制度と同様に、行政職給料表(1)適用者は4級に、医療職給料表(2)適用者は5級に、医療職給料表(3)適用者は4級の短時間勤務職員とします。ただし、退職時の職位がこれらの級より下位の場合は、退職時と同じ職位とします。

## 3 各条例の一部改正の内容について

「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、法改正に伴う関係条例の整備を図るため、13の条例を一括して改正するものです。

各条例の一部改正の主な内容は、次のとおりで、令和5年4月1日から施行します。

### (1) 藤沢市職員の定年に関する条例の一部改正

題名を改めるとともに、定年年齢を65歳とし、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲やその年齢、また、定年前再任用短時間勤務職員等について規定する。

### (2) 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正

文言の整理のほか、給料月額7割措置等に関する規定を追加する。

### (3) 藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正

定年引上げに伴う退職手当の基本額等に係る特例に関する規定を追加する。

### (4) 藤沢市表彰条例の一部改正

地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。

### (5) 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。

- (6) 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正  
文言の整理のほか、地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。
- (7) 藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
文言の整理のほか、地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。
- (8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正  
地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。
- (9) 公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正  
地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。
- (10) 藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正  
文言の整理のほか、降給の種類に管理監督職勤務上限年齢による降任に関する文言を加える。
- (11) 藤沢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正  
給料月額7割措置の適用に伴い、給料月額の変動（減額変動）があった場合における文言を新たに追加する。
- (12) 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正  
文言の整理をする。
- (13) 藤沢市職員の再任用に関する条例の廃止  
現行の再任用制度の廃止により、廃止する。
- (14) 制定条例附則  
暫定再任用制度の導入に伴う経過措置、退職手当の基本額の算定におけるピーク時特例の適用等について規定する。

以 上